

令和6年度 被扶養者の資格確認調査を実施します

1. 趣旨

被扶養者の資格要件を確認することで、組合員の皆様と所属所からいただいている掛金・負担金を基に適正な事業を行うことにあります。

2. 調査対象者 令和6年5月31日現在認定中の全被扶養者

3. 調査対象期間 令和5年1月1日から令和6年5月31日までの間

4. 提出(回答)期間 令和6年7月16日(火)～令和6年8月30日(金)

5. 調査方法

今年度からWEB(検認システム)を利用して行います。
検認システムを利用するには**事前に登録が必要**です。
検認システムの操作は、検認システムのトップ画面にある「被扶養者再確認調査WEBシステム(iBss)操作マニュアル」をご覧ください、WEB上で調査票を入力し必要書類をアップロードしてください。

登録は、**令和6年7月31日(水)まで**



被扶養者Web検認システム iBss

令和6年
7月16日(火)
より利用可能

スマホやPCから
簡単入力!
添付書類もWEB
で提出!

システム誘導で
ミス、漏れなく
提出!



今年度よりインターネット環境で利用できる「被扶養者資格調査システム」を導入しました。

右下のQRコードにあるマニュアルをよくお読みいただき、**令和6年8月30日までに必ず回答(資料提出)**いただきますよう、お願いします。



ご利用にあたり、下記の手順で【令和6年7月31日(水)までに】ログインをお願いいたします。

1 iBss ポータルサイトにアクセスしログインします。 <https://ibss.jp/portal/signup.ibss>

保険者指定コード **32290413**

記号 ※ 半角

番号 ※ 半角

生年月日 年 月 日

氏名(カナ) ※ 半角・全角使用可

※ 記入例・ケンボ タロウ

保険者指定コードに【**32290413**】と入力し、保険証(組合員証)に記載されている記号・番号・生年月日・氏名(カナ)を入力してください。お手元に保険証をご用意ください。

スマートフォンからでも!

Safari11以上、
Chrome 最新版

※印刷等、一部ご利用
いただけない機能
がございます。



本組合 HP からサイトへのアクセスが可能です。詳しくは ▶ <https://kyosai-nara.jp/>

2 ご自身のIDとパスワードを作成します。



ご自身でIDとパスワードを作成し、メールアドレスを入力してください。
登録したアドレス宛に届く認証コードを入力すれば初回登録完了です。

<メールが届かない場合、以下の原因が考えられます。>

- ①入力したメールアドレスが間違っている。
- ②迷惑メールのフィルタでブロックされている。
→「nara-kyosai@ibss.jp」からメールが届きますので、受信設定してください。
- ③(職場PCの場合) 外部メールの受信ができないように設定されている。
→外部受信の設定を変更いただくか、別のメールアドレスを登録してください。
- ④迷惑メールフォルダに届いている可能性がある。
→フォルダ内の確認をお願いします。

3 ログイン後、調査票の作成と、必要書類のアップロードを行います。



ガイドに従って調査票を入力



表示された必要書類を取得し、
画像をアップロード



提出完了! 不備がある場合は、所属所又は共済組合
より連絡があります。

調査票の提出期限は【令和6年8月30日(金) 厳守】です。

期日までに提出がない場合は、被扶養者資格が無効となりますので予めご了承ください。

お問い合わせ先

※本確認調査は日本システム技術株式会社へ委託しております。

■ システムの操作方法等について

専用コールセンター TEL: 050-2030-4706 (平日10時~17時、12時~13時および土日祝を除く)

MAIL: nara-kyosai@ibss.jp (24時間受付可・当組合専用)

■ その他(調査内容等) お勤め先の共済事務担当課

異動があればすみやかに(5日以内)に届出を!!

マイナ保険証利用に伴い組合員・被扶養者の情報の迅速かつ正確なデータ登録に向けた対応として、地方公務員等共済組合法施行規程第93条・第94条の改正が行われ、組合員の資格を取得した場合、組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合の届出について、当該事実のあった日から5日以内に共済組合へ提出することとされました。

また、同様に組合員の資格を喪失することとなった場合、被扶養者の要件を欠くこととなった場合も当該事実のあった日から5日以内に共済組合に届出をいただく必要があります。

ご自身の就職・退職等の届出はもちろんのこと、被扶養者の方の認定・取消等の届出につきましても5日以内の届出をお願いいたします。

